

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

水 道 局	(平成 28 年度)
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置
<p>5 会計 (2) 固定資産減損の検討不足</p> <p>以下のダムに係る水利権について、減損の兆候はないという会計上の見積り・判断の根拠付けが不十分であり、固定資産減損の検討不足と認められる。</p> <p>■釜房ダム（富田浄水場） 富田浄水場での使用を予定していた未利用水利24,000 m³/日の今後の利用計画が明らかではなく、固定資産減損の兆候が認められる。</p> <p>■宮床ダム（福岡浄水場） 福岡浄水場の水源は七北田ダムと宮床ダムより取水しているが、七北田ダムの未利用水利が宮床ダムの水利権許可水量を超えているため、宮床ダムの水利権を帳簿価額以上で確保する必要性に乏しい印象は否めない。 水利権の固定資産減損に係る会計上の見積りの根拠付けを明確にする。</p>	<p>平成 30 年 11 月に「減損処理に関する事務取扱要綱」を制定し、水道事業に属する固定資産全体とは別に、用途廃止した水道施設及び未利用地（ただし、事業年度の末日における帳簿価額が事業年度の末日における資産総額の 0.1%以上のものに限る。以下「遊休資産」という。）等については、個別に減損損失を認識するかどうかの判定を行うこととした。</p> <p>その結果、釜房ダム（富田浄水場）の水利権については、事業年度の末日における帳簿価額が事業年度の末日における資産総額の 0.1%に満たないことから、減損処理の対象外として整理した。</p> <p>また、宮床ダム（福岡浄水場）の水利権については、稼働している施設に係る水利権であり、減損処理の対象としている遊休資産に該当しないため、減損処理の対象外として整理した。</p>